

## 朝日町防犯灯設置等補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町道、農道又は特に町長が必要と認める場所（以下「道路等」という。）に係る防犯灯について、町内会、自治振興会その他町長が認める団体（以下「町内会等」という。）が設置及び維持管理を行う場合の補助について定めることを目的とする。

### (設置方針)

第2条 防犯灯は、夜間、歩行者（自転車も含む。）が通行する道路等において防犯上必要と認められる箇所に設置するものとする。

### (補助対象)

第3条 補助対象とする防犯灯は、原則として蛍光灯（20W）、LED（10W）その他町長が環境負荷の低減に資すると認めるものとする。

### (経費の負担区分)

第4条 防犯灯の設置等に係る経費の負担区分は、次によるものとする。

- (1) 防犯灯の新設（水銀灯等からの切替え及び機器全体の取替えを含む。以下同じ。）及び修繕に係る経費については、町が2分の1の額を補助するものとする。ただし、補助対象とする経費は、1灯につき20,000円を限度とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、LED（10W）その他町長が環境負荷の低減に資すると認めるものによる防犯灯の新設に係る経費については、町が3分の2の額を補助するものとする。ただし、この場合の補助対象とする経費は、1灯につき30,000円を限度とする。
- (3) 防犯灯専用の電柱の設置費については、補助対象としない。
- (4) 電気料は、町が全額を補助するものとする。ただし、LED（10W）その他町長が環境負荷の低減に資すると認めるものにあつては、LED（10W）相当額とし、それ以外の防犯灯にあつては、蛍光灯（20W）相当額とする。

### (設置の申請)

第5条 防犯灯の設置については、別に定める申請書により町内会等が町長に申請し、承認を受けなければならない。

#### 附 則

この要綱は、昭和59年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。